

入札説明書

令和 7 年札幌市告示第2765号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 7 年 6 月 27 日

2 契約担当部局

〒001-8612 札幌市北区北24条西 6 丁目
札幌市北区市民部総務企画課広聴係 電話011-757-2503
メールアドレス ki.somu.keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 役務の名称
第27回参議院議員通常選挙 北区開票所用品運搬・設営等業務

(2) 調達案件の仕様
仕様書による。

(3) 履行期間
契約締結日から選挙執行日翌日まで（詳細は仕様書による。）

(4) 履行場所
北区役所（札幌市北区北 2 4 条西 6 丁目 1 - 1）
北区体育館（札幌市北区新琴似 8 条 2 丁目 1 - 2 5）

(5) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4 ～ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」－中分類「物品賃貸業」に登録されている者であること。
- (3) 直近10年間の間（2016年以降）に行われた選挙等の際に同種業務を履行した実績を有していること。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記 2 の場所にて交付するほか、下記 URL からダウンロードできる。

https://www.city.sapporo.jp/kitaku/keiyaku/2025senkyo_03kaihyosetuei.html

なお、上記２の場所で交付する期間は、この告示の日から入札日の前日までの毎日（札幌市の休日定める条例（平成２年条例第23号）に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く。）、午前８時４５分から午後５時１５分までとする。

(2) 入札書の提出期限

令和７年７月８日（火） 14時00分（送付の場合は必着とする。）

(3) 開札の日時及び場所

令和７年７月９日（水） 10時00分

場所：北区役所２階第３会議室

(4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙１「入札書」にて作成し、持参又は送付により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 持参による入札の場合、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和７年７月９日10時開札[第27回参議院議員通常選挙 北区開票所用品運搬・設営等業務]入札書在中」の旨を記載し、上記１宛に入札書の提出期限までに提出しなければならない。

イ 送付による入札の場合、二重封筒とし、入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）、開札日時、調達件名及び入札書在中の旨を記載し、上記１あてに送付すること（提出期限必着）。

ウ 代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せずに提出すること。

エ 電報、ファクシミリ、電話、その他方法による入札は認めない。

オ 入札者は、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 本件の仕様等に対する質問及び回答

ア 提出方法

書面による持参、送付、電子メールにより提出すること。

イ 提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、上記１の告示の日から令和７年７月３日（木）16時00分までの間で提出すること（必着）。

ウ 質問に対する回答

回答については、令和７年７月７日（月）までに北区ホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。

(6) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(8) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、上記(2)の提出期限までに委任状（別紙３）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることがで

きない。

(9) 開札

ア 開札は、上記(3)の場所において行う。入札者又はその代理人は立ち会うことができる。なお、希望しない場合は入札参加者の立ち合いは不要。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。再度の入札については持参とし、別途指示する。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除する。

(3) 最低制限価格の設定 無

(4) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者として、落札を保留のうえ下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が入札参加資格を有する者であることを審査（事後審査方式）する。落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、上記4の入札参加資格を有することを証する書類を提出しなければならない。電子メールにより提出する場合、事前に契約担当部局に電子メールにて提出することを申し出たうえで、差出人アドレスは札幌市競争入札参加資格（物品・役務）に登録されている見積依頼用メールアドレスとすること。

なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者を入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

【提出書類】

- ・事後審査型一般競争入札参加資格確認申請書（別紙2）
- ・上記4(3)の要件を満たしていることがわかる書類（過去に履行完了した業務の委託契約

書、業務完了届、仕様書の写し等)

【提出場所】

上記2に同じ。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

上記ウの審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その者の入札を無効とする。この場合には、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を新たな落札候補者として、上記ウの審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続を繰り返す。

オ 落札結果の公表

入札結果については、北区ホームページ上に掲載する。

https://www.city.sapporo.jp/kitaku/keiyaku/2025senkyo_03kaihyosetuei.html

(4) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙4）を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則としてその5日後（休日を除く。）までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が当該契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに当該契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項

別紙5「契約書（案）」のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内（休日を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ

イ その他

提出は持参によるものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。